

我が国のイノベーションシステムを改革することで、経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力を強化するとともに、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、新たに特定国立研究開発法人制度を創設する。

法律の概要

(1) 総合科学技術・イノベーション会議による関与の強化

○内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 (第3条)

○主務大臣は、基本方針に基づき中長期目標を策定・変更するとともに、中長期目標の策定・変更、中長期目標期間終了時の見直し等に際しては、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かななければならない。 (第5条)

(2) 独法通則法の特例等による国際競争力の強化

○世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を特に必要とする業務に従事するものについて、報酬・給与の支給基準の考慮事項として、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性の観点を加える。

○研究者等の給与その他処遇について、国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保、若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行う。 (第6条)

○主務大臣は、科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、対応を迅速に行うことが必要であると認めるときは、法人に対して、必要な措置をとることを求めることができる。 (第7条)

○主務大臣は、世界最高水準の研究開発成果の創出が見込まれない場合であって、その法人の長に引き続き当該業務を行わせることが適切ではないと認めるときは、その法人の長を解任することができる。 (第4条)

(3) 研究開発等の特性への配慮

○政府は、通則法及び個別法の運用に当たっては、特定国立研究開発法人による研究開発等の特性^(注)に常に配慮しなければならない。 (第8条)

(注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、研究開発業務の特性として「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」が挙げられている。

対象法人

物質・材料研究機構
理化学研究所
産業技術総合研究所
(第2条で定める別表)

その他

○施行期日：平成28年10月1日 (附則第1条)

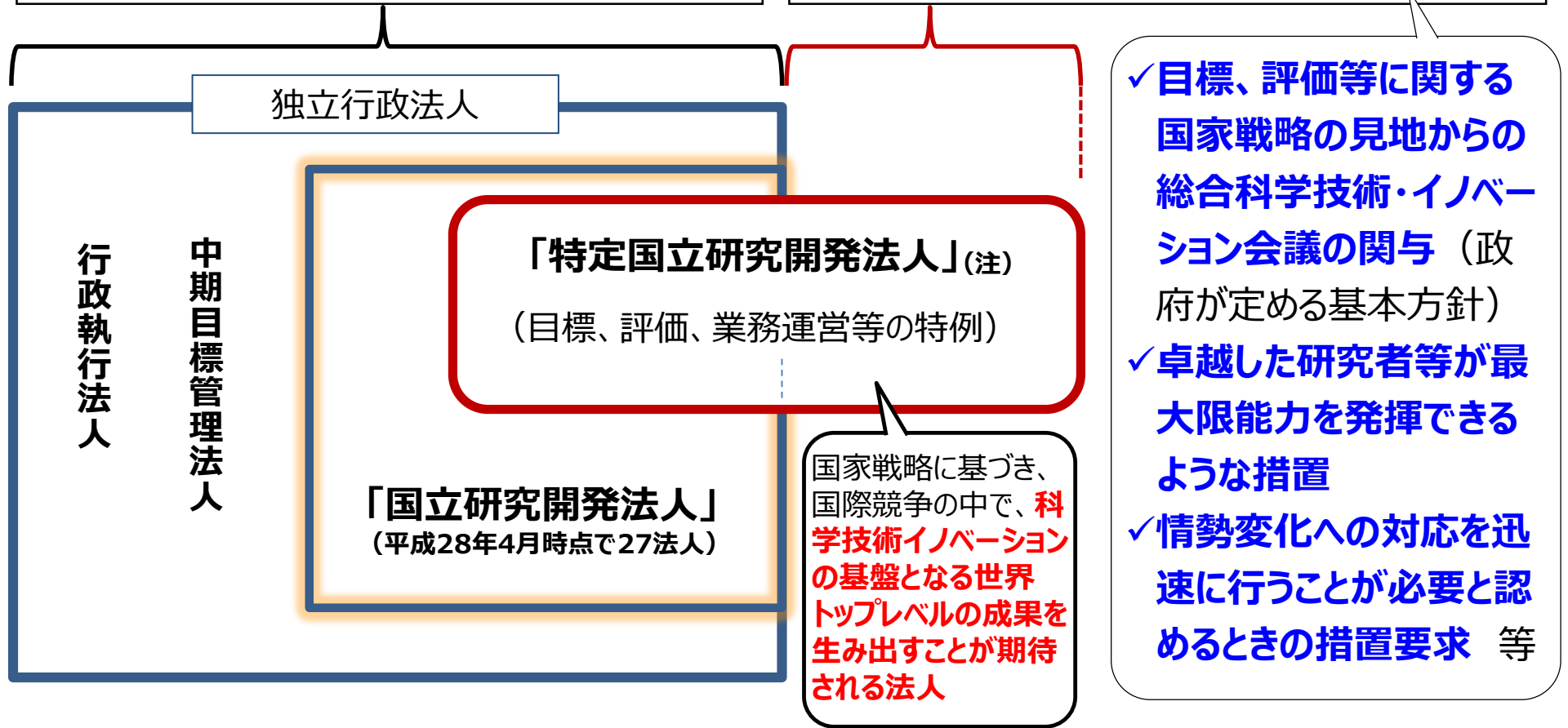
○法施行後、適当な時期に対象法人の範囲も含め、制度の在り方について検討し、その結果に基づき、所要の法改正を含む全般的な検討を行う。 (附則第5条)

特定国立研究開発法人の位置付けと制度の概要

独立行政法人通則法のルール
(目的、目標、評価、業務運営、
財務会計、人事管理等に関するもの)
総務大臣

特定国立研究開発法人法の特例
(目標、評価、業務運営等に関するもの)

内閣総理大臣 + 総務大臣



⇒ 本制度は骨太の方針、日本再興戦略等、**累次の閣議決定で早期創設**が求められてきた。

(注) 国立研究開発法人の中から、物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所の3法人を選定
(「特定国立研究開発法人(仮称)の考え方について《改訂》」平成27年12月総合科学技術・イノベーション会議)

特定国立研究開発法人法の概要

- 特定国立研究開発法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関
- 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の意見を法人運営に反映する等の仕組みにより、国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上を図り、国際的な産業競争力の強化を実現

基本方針の策定(第3条) CSTIの意見を反映した基本方針の策定

基本方針に基づく中長期目標の策定(第5条)

CSTIの意見を反映し、主務大臣が中長期目標を策定・変更

Plan

制度の見直し(附則第5条)

政府は適当な時期に所要の法改正を含む制度の在り方を検討

Action

長の解任(第4条)

研究開発成果の創出が見込まれない場合は主務大臣が長を解任可能

目的(第1条)

- 産業競争力を強化するため、我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要
- 世界最高水準の研究開発成果の創出、普及、活用の促進

対象法人(第2条)

物質・材料研究機構
理化学研究所
産業技術総合研究所

Check

評価(第5条)

CSTIの意見を反映した主務大臣による成果の評価

業務運営の改善(第5条)

中長期計画に基づき業務運営を改善

情勢変化に迅速な対応(第7条)

主務大臣が科学技術に関する著しい情勢変化への迅速な対応を要求

Do

報酬・給与の特例(第6条)

- 世界最高水準の専門知識・経験を有する国際的に卓越した人材への報酬・給与の支給基準を柔軟化
- 若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮

研究開発等の特性への配慮(第8条)

政府は研究開発等の特性(注)に配慮
(注)「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」など

: ガバナンスの強化

: 研究開発力の強化